

# 道特別支援金の対象イメージについて

## ★従来の「道特別支援金」は「道特別支援金A」とします

4月1日から受付を開始している「道特別支援金」は「道特別支援金A」とし、令和4年（2022年）1月31日まで申請を受け付けます。

## ★「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設けます

4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる幅広い事業者に対する支援として、休業・時短等の協力支援金や国の月次支援金の対象とならない方々（前年または前々年同期比30～50%未満減少）を対象に、「道特別支援金」に別区分の一時金（「道特別支援金B」）を設け、給付します。

	売上50%以上減少	売上30～50%未満減少
令和2年度 11～3月 の影響	<b>【国の一時支援金】</b> 法人上限60万円 個人上限30万円  受付終了	国の一時支援金の対象とならない方 (国に申請していない方を含む) <b>【道特別支援金A】</b> (従来の道特別支援金) 法人20万円 個人10万円  1月31日まで 受付中
令和3年度 4月以降 の影響	<b>【国の月次支援金】</b> 法人上限20万円 個人上限10万円  8月1日～9月30日まで受付中(7月分) 9月1日～10月31日まで受付中(8月分) 10月1日～11月30日まで受付中(9月分)	<b>【道特別支援金B】</b> 法人10万円 個人5万円  7月2日～1月31日まで 受付中

※この図は各支援金の対象者をイメージしたもので、各々の対象については要綱等で確認下さい。

※道の特別支援金Aと道の特別支援金Bは併給可能です。

※国の一時支援金と道の特別支援金Aは併給できません。

※国の月次支援金と道の特別支援金Bは併給できません。